

～H20

H21

H22

H23

H24

H25

H26

## 国土交通省

### 住宅・建築物省エネ改修等推進事業

(平成24年度補正:50億円  
平成25年度:171億円の内数)

- ・省エネ改修(10%以上の省エネ)が対象
- ・改修費用の1/3について、上限50万円を補助
- ※平成22年度～平成24年度は休止  
(住宅エコポイント実施期間のため。)

- ・平成24年度補正では、省エネ改修と併せて実施する場合にバリアフリー改修も対象に。
- ・平成25年度は省エネ改修と併せて実施する場合にバリアフリー改修、耐震改修も対象に。

## 国土交通省

### 長期優良化リフォーム推進事業

(平成25年度補正予算 20億円 平成26年度も要望)  
耐震性、省エネルギー性、劣化対策、維持管理・更新等のリフォームが対象、補助率1/3、上限100～200万円程度

## 国土交通省

### 住宅・建築物ストック形成事業(耐震改修促進事業) (平成7年度補正～平成25年度:100億円 平成26年度:232億円の内数)

住宅、建築物の耐震改修の11.5%～1/3を国が補助、平成25年度は耐震対策緊急促進事業として補助率を最大2/5まで増額

## 国土交通省 環境省 経済産業省

### 住宅エコポイント

(平成21年度補正:1,000億円  
平成22年度:1,412億円  
平成22年度補正:30億円  
平成23年度補正:1,446億円)

- ・窓、屋根・天井、床の断熱改修へのポイント付与
- ・上限は30万ポイント/戸(復興支援・住宅エコポイントでは耐震改修の際はさらに15万ポイント/戸を加算)

## 経済産業省

### 既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業

(平成25年度:110億円の内数 平成26年度:平成25年度補正予算含め126億円の内数)

- ・高性能な省エネ建材を用いたリフォームが対象
- ・改修費用の1/3について、上限150万円を補助

## 農林水産省

### 木材利用ポイント

(工事着手:平成24年4月～平成26年9月) (平成24年度補正 410億円 平成25年補正 150億円)

木造住宅の増築、内装・外装木質化工事へのポイント付与、上限30万～50万ポイント

## 厚生労働省

### 介護保険における住宅改修費の支給 (平成12年～)

- ・要介護者の手すり設置等のリフォームが対象
- ・改修費用の9割について、上限18万円を補助

- ～H18
- H19
- H20
- H21
- H22
- H23
- H24
- H25
- H26
- H27
- H28
- H29

所得税

### リフォーム投資型減税

改修工事費用等の10%について1年間所得税より控除

- ・耐震リフォームの投資型減税（平成29年12月まで）
  - ・バリアフリーリフォームの投資型減税（平成29年12月まで）
  - ・省エネリフォームの投資型減税（平成29年12月まで）

### リフォームローン型減税

改修工事費用等の2%と、対象工事以外のローン残高の1%を5年間所得税より控除

- ・バリアフリーリフォームのローン型減税（平成29年12月まで）
- ・省エネリフォームの投資型減税（平成29年12月まで）

### 住宅ローン減税

（改修後の居住開始日：平成21年4月～平成29年12月）  
 リフォームローン等の残高の1%を10年間所得税より控除

**耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、耐震改修工事を行った後に入居する場合にも以下の特例措置の適用を可能に**

- ・住宅ローン減税
- ・贈与税の非課税措置
- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置
- ・住宅用家屋に係る所有権の移転登記に係る特例措置

### 贈与税の非課税措置

（平成22年1月～平成26年12月）  
 増改築の資金を直系尊属からの贈与により取得した場合において、贈与税の一定額を控除  
 ※平成24年より省エネ性又は耐震性能を満たす住宅の非課税枠がそれ以外の住宅より拡大

### 買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置

（平成26年4月～平成28年3月）  
 買取再販事業者により改修工事が行われた中古住宅を取得する場合に、買主に課される登録免許税の税率引き下げ  
 （所有権移転登記：0.1%）

贈与税、固定資産税、登録免許税等

### 当該家屋に係る固定資産税の減額

固定資産税額の1/2～1/3を1年間控除

- ・耐震リフォーム（平成27年12月まで）
  - ・バリアフリーリフォーム（平成28年3月まで）
  - ・省エネリフォーム（平成28年3月まで）

融資

### フラット35 リフォームパック（平成24年～）

中古住宅購入費とリフォーム費用について最大、全額ローンを組める

### 住宅金融支援機構 高齢者向け返済特例制度

満60歳以上の方のバリアフリーリフォーム、耐震リフォームが対象  
 毎月利息のみを返済し、借入金の元金は申込本人の志望時に一括返済